

専門医試験申請症例に関する資料の作成基準

☆症例報告書等の作成は、

- 『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス2018』
- 『歯周病患者における抗菌療法のガイドライン2020（日本歯周病学会発行）』
- 『歯周病患者における再生療法のガイドライン2023（日本歯周病学会発行）』
- 『歯周病学用語集 第3版（2019）（日本歯周病学会編）』
- 『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン 改訂第3版（日本歯周病学会発行）』
- 『歯周治療のガイドライン2022（日本歯周病学会発行）』
- 『歯周病と全身の健康（2016）（日本歯周病学会発行）』
- 『高齢者の歯周治療ガイドライン 2023（日本歯周病学会発行）』

に準じた用語を用いること。

☆令和3（2021）年後期申請分より写真アルバムの提出を廃止し、電子媒体の提出のみ受付とさせていただきます。奮って下記の要領で申請ください。

☆専門医症例提出用テンプレート：「専門医新規症例 名前（フルネーム）.pptx」をPDF化する場合には必ず、パワーポイントのメニューから『名前をつけて保存』を選択し形式をpdfにして保存してください（カラー印刷した紙資料をスキャンして電子化すると画像が劣化し判別ができません）。

1 申請症例選択基準

歯周病専門医認定試験は、歯周治療に関する知識、診断、治療能力の審査を目的としているため、申請症例はできる限り多くの残存歯を有し、治療後のメンテナンス期間が長期にわたっているものが望ましい。

- (1) プロービングデプス4mm以上の部位が全体の30%以上、かつプロービングデプス6mm以上が3歯以上存在している歯周炎症例であること。
- (2) メンテナンス時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
- (3) 特殊な歯肉炎や歯周炎、あるいは歯周形成手術により歯肉歯槽粘膜の解剖学的異常に対処した症例も2症例以内で含めてよい。
- (4) 10症例中8症例以上で歯周外科処置を行っていること。この場合、インプラント治療に特化した外科処置は歯周外科処置数には含めない。
- (5) 歯周外科処置の中に1症例以上の再生療法を含むこと。さらに、歯周形成手術が含まれていることが望ましい。
- (6) 初診時に高齢者（65歳以上）または全身疾患を有する方の症例を1症例含むこと。
- (7) 全ての症例はメンテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）（歯周治療終了後6か月以上経過（1年以上経過していることが望ましい）まで進んでいること。なお、申請資料には最新のデータを使用すること。
- (8) 本試験でのケースプレゼンテーションに使用する症例は、申請資料の症例番号1番とすること。また、この症例は歯周外科処置を行っている症例とし、歯周外科手術の術式ならびに骨欠損形態が確認可能な術中写真を添付する。

2 資料作成基準

(1) 初診時資料

- ① 口腔内写真：正面像、左右側面像、口蓋画像、舌側画像の5枚以上。歯列全体が確認でき、さらに歯肉、歯槽粘膜の状態が十分に判別できること。義歯適用症例は、義歯装着時と義歯撤去時の双方の口腔内写真を添えること。
- ② エックス線写真：全顎10枚法以上のデンタルエックス線写真（初診時に限り、解像度の高いものであればオルソパントモでも可）。前歯から臼歯部への移行部、最後臼歯の（第三大臼歯を除く）遠心の骨形態が把握できること。インプラント治療などを行っている場合で、CT画像等があれば資料を添付する。

(2) 術中資料

- ① 歯周外科治療のケースについては術中写真を添付する。（ケースプレゼンテーション症例は術式ならびに骨欠損形態のわかる術中写真の添付が必須）。
 - ② 矯正処置や歯周補綴処置など、特に強調する症例では、その経過写真を添付する。
- (3) メンテナンス、またはSPT時資料

- ① メインテナンス／SPT移行後6か月以上経過していること。また、最終メインテナンス／SPTは、5年以内であれば差支えない。
- ② 口腔内写真：初診時資料と同様条件の、正面像、左右側面像、口蓋画像、舌側画像の5枚以上。なお、必要に応じて咬合面観画像を付加してもよい。
- ③ エックス線写真：全顎10枚法以上のデンタルエックス線写真。
- ④ 原則として、口腔機能回復治療まで終了していること。

3 提出資料について

(1) 症例資料

- ① 口腔内写真およびエックス線写真の提出には、「専門医症例提出用テンプレート」(pptx版)を用いること。テンプレートの枠は位置の目安であり、枠内に収めようと、口腔内写真やエックス線画像の縦横比を変えてはいけない。
- ② アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi以上の画素数でスキャンニングを行うこと。
- ③ それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領を活用して整理すること。
- ④ 写真を組み込んだテンプレートを、症例資料として「専門医症例申請者〇〇〇〇・症例No.〇」とタイトルをつけて保存すること。
さらに、それらをPDFに変換し、提出用症例資料として保存すること。
- ⑤ 様式7-1, 7-2, 8-1, 8-2, および視覚資料を症例番号ごとにフォルダを作成すること。

(2) 申請書類様式および、提出症例の病歴および治療経過の記録用紙

- ① 日本歯周病学会のホームページからダウンロードした規定の様式(様式1-8)に入力記載すること。
- ② 様式1-7は、記入後、必要箇所に捺印のうえ、300dpi以上の画素数でスキャンニングしてPDFデータ化し、それぞれのPDFファイルを「様式〇. 申請者〇〇〇〇」としてフルネームで保存すること。
- ③ 様式8は、JSP-Chart-DB Ver.1に提出症例10名分のデータを入力し、8-1検査データ表と8-2検査チャート表を印刷して捺印後に、本紙と電子データを提出する。電子データは、②と同様に、スキャンニングしてPDFファイル化して、ファイル名を「様式8-1申請者〇〇〇〇」と「様式8-2申請者〇〇〇〇」として保存すること。

(3) 本試験のケースプレゼンテーション予定症例は歯周外科処置症例とし、症例No. 1とする。(なお、術式が分かる術中写真が添付されていること。)

4 送付方法について

- (1) 上記デジタルデータを学会ホームページよりオンラインで提出すること。
- (2) 上記デジタルデータを紙媒体にプリントアウトした書類を定められた提出期間に学会事務局宛へ提出すること。なお、提出する際はレターパック、簡易書留、宅配便等、発送記録が追跡できる方法で送付すること。

日本歯周病学会専門医委員会 (平成22年4月16日承認)
(平成24年1月27日一部改正)
(平成25年5月30日一部改正)
(平成26年4月18日一部改正)
(平成28年4月15日一部改正)
(平成30年3月15日一部改正)
(平成30年10月25日一部改正)
(平成31年1月7日一部改正)
(令和元年7月31日一部改正)
(令和2年10月14日一部改正)
(令和4年4月14日一部改正)
(令和6年10月3日一部改正)